



外来生物法

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の
施行状況について

環境省自然環境局野生生物課

外来生物法の体系

外来生物法の目的

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害の防止

特定外来生物被害防止基本方針の策定と公表

特定外来生物

生態系等に被害を及ぼす
おそれのある外来生物

飼養等規制

- 飼養・栽培・保管・運搬（飼養等）を禁止（大臣許可必要）
- 許可者以外は輸入禁止
- 許可者以外への譲渡禁止
- 野外へ放つことの禁止

防除

国、地方公共団体、民間団体が防除を実施

未判定外来生物

被害を及ぼす疑いがある外来生物

- 輸入時に届出
- 判定が終わるまで輸入を制限

判定

指定されない生物

規制なし
（別途、要注意外来生物リストに掲載し、情報収集・注意喚起するものあり）

種類名証明書の添付、調査、普及啓発、罰則等の規定

➤ 外来生物法施行の経緯

- ・ 平成16年6月 外来生物法の制定
- ・ 10月 特定外来生物被害防止基本方針の決定
- ・ 平成17年4月 特定外来生物の指定 (第一次)
- ・ 6月 外来生物法の施行・規制開始
特定外来生物の防除の公示
- ・ 8～9月 特定外来生物 (第二次) 候補に係るパブリックコメントの実施
- ・ 11～12月 特定外来生物の指定 (第二次) 予定
- ・ 平成18年2月 第二次の特定外来生物の規制開始予定

➤ 特定外来生物の選定等

- ・特定外来生物等専門家会合（全体会合）を設置。
- ・全体会合のもと、ほ乳類・鳥類、は虫類・両生類、魚類、昆虫類、無脊椎動物、植物の6分類群グループ会合を設置。
- ・第一次として37種類の外来生物を特定外来生物の候補として選定。併せて未判定外来生物等の候補も選定。
- ・第二次の選定候補種42種類を専門家会合として決定し、指定に向けて作業を実施中。

➤ 特定外来生物の選定の考え方

選定の前提

■原則、明治元年以降の導入種が対象

生態系被害

■捕食、競合、交雑等により在来生物の種の存続または我が国の生態系に関し重大な被害を及ぼすおそれ

知見の活用

■国内のみならず国外の知見も活用
■現に被害が確認されていない場合でも既存の知見により被害を及ぼす可能性が高いと推測される場合の知見も活用

考慮事項

■生態系等の被害防止を第一義に、科学的知見の現状、適正な執行体制の確保、社会的・経済的影響も考慮し、随時選定

➤ 特定外来生物 (第一次指定)

(10月28日現在 37種類)

ほ乳類	タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、アライグマ、カニクイアライグマ、ジャワマングース、クリハリス (タイワンリス)、トウブハイイロリス、フクロギツネ、ヌートリア、キョン、
鳥類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ
は虫類	カミツキガメ、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、
両生類	タイワンスジオ、タイワンハブ、オオヒキガエル
魚類	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ
昆虫類	ヒアリ、アカカミアリ、アルゼンチンアリ
無脊椎動物	ゴケグモ属4種、イトグモ属の3種、ジョウゴグモ科の2属全種、キョクトウサソリ科全種
植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリ

➤ 特定外来生物 (第一次指定) の例



アライグマ



ソウシチョウ



カミツキガメ



オオクチバス



キョクトウサソリ



ブラジルチドメグサ

➤ 特定外来生物 (第二次指定) の候補

(42種類)

哺乳類	ハリネズミ属、アメリカミンク、シカ亜科、キタリス、タイリクモモンガ、マスカラット
両生類	コキーコヤスガエル、キューバズツキガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類	ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ケツギョ、コウライケツギョ、ストライプトバス、ホワイトバス、パイクパーチ、ヨーロピアンパーチ
昆虫類	テナガコガネ属、アシナガキアリ、コカミアリ、ツヤオオズアリ
無脊椎動物	モクズガニ属、ザリガニ類2属と2種（アスタクス属、ウチダザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属）、ヤマヒタチオビ、カワヒバリガイ属、カワホトトギスガイ、クワツガガイ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物	アゾラ・クリスタータ、オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ボタンウキクサ、スパルティナ・アングリカ

➤ 特定外来生物 (第二次指定) の候補の例



マンシュウハリネズミ



ウシガエル



チュウゴクモクズガニ



ウチダザリガニ

➤ 今後、継続して検討を行うことが適切な外来生物

- ・ 緑化植物については、代替植物の入手可能性、代替工法の検討等総合的な取組が必要。
- ・ 一定の被害知見があるものの、条件が整っていないことから今回指定を見送った生物（インドクジャク、ミシシippアカミミガメ等）については、具体的な対策のあり方を含め、今後、重点的に検討。
- ・ 大量遺棄による被害の発生が懸念されている外来クワガタについては、遺棄防止のための普及啓発を先行的に進め、科学的知見の集積等の成果をもって検討を実施。
- ・ セイヨウオオマルハナバチについては、現在実施されている調査研究の成果を活用しつつ、年内を目途に指定について検討。

➤ 特定外来生物の飼養、輸入等の禁止

- 飼養
- 栽培
- 保管
- 運搬

→ 主務大臣の許可がなければ行うことができない

上記の許可がなければできない →

- 輸入

- 譲渡し等

⇒ 野外に出さないように適正に管理

*** 特定外来生物を放つこと、植えること、まくことが禁止される ***

⇒ 個人の違反者には 300万円以下の罰金又は3年以下の懲役

⇒ 法人の違反者には 1億円以下の罰金

➤ 特定外来生物の防除

防除の公示

- => 主務大臣が官報で公表
- => 特定外来生物ごとに定める
現在20種について公示済み



防除の実施

- => 防除の公示に沿う
- => 捕獲、採取、殺処分等状況に応じた有効な措置を展開

参加

自治体やNPOなど、適切に防除を行うことのできる機関

引き起こしている被害の大きな特定外来生物から優先的に防除を実施

➤ 特定外来生物の防除事業

① 奄美大島・やんばる地域でのマングース防除事業

② オオクチバス等防除モデル事業
(伊豆沼・内沼、羽田沼、片野鴨池、犬山市ため池群、琵琶湖、蘭牟田池)

③ 広域分布外来生物モデル事業
・北海道、神奈川、大阪でのアライグマ対策
・千葉でのカミツキガメ対策
・和歌山等でのタイワンザル対策 etc...

➤ 外来生物に係る最近の新聞報道

- ・9月 8日:大阪 マンションにサソリ
- ・9月 9日:4mニシキヘビ 埼玉・上尾の土手
- ・9月11日:高田馬場 ニシキヘビ逃走中 (→10月3日に捕獲)
- ・9月12日:琵琶湖 ピラニア発見
- ・9月13日:埼玉 アパートの庭でグリーンイグアナ
- ・9月14日:浦和駅にニシキヘビ
- ・9月21日:体長1.1mのワニ 相模川で捕獲
- ・9月21日:ニシキヘビを仙台でも捕獲

;

これらの生物は、ペットとして飼育されていたものが逃げたり、捨てられたりしたものとされている。

➤ 外来生物の適正な飼育に係る環境大臣談話

最近、ヘビやサソリなどの外来生物が野外で発見されたという報道が相次いでいます。これらの生物は、ペットとして飼育されていたものが逃げたり、捨てられたりしたものとされています。

私は、このような事件が続くことは、たいへん憂慮すべき事態であると考えます。

外来生物の中には、野外に放たれると人の生命・身体に危害を及ぼす危険があるものや、生態系や生活環境などに被害を及ぼすおそれのあるものがあります。

外来生物を飼っている方々は、最後まで責任を持って飼育してください。また、外来生物をペットとして販売する業者の方は、購入される方々に対して「捨てない、逃がさない」というマナーを広めてください。

外来生物の適正な飼育については、環境省としてホームページへの掲載や報道発表などあらゆる機会をとらえて普及啓発を一層進めることとしています。

国民の皆さまにおかれましては、外来生物の適正な飼育について御理解いただき、今後このような事件が起きないよう御協力をお願いいたします。

(平成17年9月30日)

➤ 外来生物の適正な飼育に係る普及啓発 (1)

○外来生物法の説明用ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/intro/>



外来生物法

－ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 －

外来生物被害予防三原則

要注意外来生物リスト

基本的な事項

Q&A こんな時はどうしたらいいの？

外来生物法の概要

特定外来生物の防除

外来生物法の手続き

各特定外来生物の解説

外来生物法に関する資料など

指定生物の一覧

外来種図鑑 (FLASH版)

➤ 外来生物の適正な飼育に係る普及啓発 (2)

○子ども向けホームページ

<http://www.env.go.jp/nature/intro/kids/index.html>



生きものを飼うときの注意

(1) どのくらい大きくなるのか？

3年後・・・



(2) 性格はどう猛でないか？



(3) どのくらい長生きするのか？



➤ 外来生物被害予防三原則

～侵略的外来生物による被害を予防するために

1. **入れない**～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に**入れない**
2. **捨てない**～飼っている外来生物を野外に**捨てない**
3. **拡げない**～野外にすでにいる外来生物は他地域に**拡げない**